

経営開始資金及び農業次世代人材投資資金と同時併給の可否一覧

(※赤枠の制度は併給不可のため、資金受給中はご注意ください)

No.	制度名	制度概要	具体的な内容等	受給の可否	備考
1	生活保護制度	厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給。	【対象者】 生活に困窮する全ての国民(困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障) 【支給額】 標準3人世帯を想定した生活扶助・住宅扶助基準額(その他の扶助については必要に応じて支給) ・東京都区部: 生活扶助:月額 約15.9万円(年 約191万円)※児童養育加算、冬季加算を含む。 住宅扶助:月額 約7万円(年 約84万円)※上限額 ・青森県(青森市以外): 生活扶助:月額 約15万円(年 約180万円)※青森県内の3級地-2の自治体。児童養育加算、冬季加算を含む。 住宅扶助:月額 約4万円(年 約48万円)※上限額	×	
2	雇用保険制度(基本手当)	労働者が失業した場合、生活及び雇用の安定と就職の促進のために支給。	【対象者】 被保険者期間が通算して離職前2年間に12か月(離職理由が事業主都合等の場合6か月)以上であって、失業した者 【支給額】 上限額:30歳未満6,760円、30歳以上45歳未満7,510円など。	×	
3-1	一般教育訓練給付金	主体的な能力開発の取組又は中長期的なキャリア形成を支援するため、下記3-2及び3-3以外の教育訓練受講に支払った費用の一部について支給。	【対象者】 受講開始日前までに通算して3年以上(初回の場合1年以上)の雇用保険の被保険者期間を有する者 過去に給付を受けたことがある場合、前回の受講開始日から次の受講開始日前までに、通算して3年以上の雇用保険の被保険者期間を有する者 【支給額】 教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額(上限10万円)。	○	資格取得支援のための経費補助であり、併給は可。
3-2	特定一般教育訓練給付	主体的な能力開発の取組又は中長期的なキャリア形成を支援するため、特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練受講に支払った費用の一部について支給。	【対象者】 受講開始日前までに通算して3年以上(初回の場合1年以上)の雇用保険の被保険者期間を有する者 過去に給付を受けたことがある場合、前回の受講開始日から次の受講開始日前までに、通算して3年以上の雇用保険の被保険者期間を有する者 【支給額】 教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%に相当する額(上限20万円)。	○	資格取得支援のための経費補助であり、併給は可。
3-3	専門実践教育訓練給付金	主体的な能力開発の取組又は中長期的なキャリア形成を支援するため、特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講に支払った費用の一部について支給。	【対象者】 受講開始日前までに通算して3年以上(初回の場合2年以上)の雇用保険の被保険者期間を有する者 過去に給付を受けたことがある場合、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までに、通算して3年以上の雇用保険の被保険者期間を有する者 【支給額】 教育訓練施設に支払った教育訓練経費の最大70%に相当する額(上限56万円/年)。	○	資格取得支援のための経費補助であり、併給は可。
3-4	教育訓練支援給付金	はじめて専門実践教育訓練を受講する者のうち、一定の条件を満たす場合に、教育訓練の受講をさらにサポートするために給付。 (※R4年3月31日までの時限措置)	【対象者】 専門実践教育訓練(通信制、夜間制を除く)を受講する者のうち、受講開始時に45歳未満、かつ訓練期間中失業状態にある者 【支給額】 離職する直前の6か月間に支払われた賃金額から基本手当(失業給付)の日額を算出し、その80%相当額を日額で支給	×	

No.	制度名	制度概要	具体的な内容等	受給の可否	備考
4	求職者支援制度 (職業訓練受講給付金)	雇用保険を受給できない求職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職や転職を目指す制度。	【対象者】 雇用保険の求職者給付を受給できない者 ※本人収入等一定の要件を満たす者 【支給額】 月額10万円	×	
5-1	地域おこし協力隊	地方自治体が、都市住民を受け入れ委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事しあわせてその定住・定着を図り、地域の活性化に貢献。	【対象者】 概ね1年以上3年以下。地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視等の地域協力活動を実施する者 【支給額】 隊員1人につき480万円上限(=報酬等(上限280万円)+活動費(上限200万円))	×	
5-2	地域おこし協力隊 (任期終了後)	地方自治体が、都市住民を受け入れ委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事しあわせてその定住・定着を図り、地域の活性化に貢献。	【対象者】 地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内又は地域おこし協力隊の任期終了の日から1年以内に地域おこし協力隊員としての活動地と同一市町村で起業・事業継承する者 ※ただし、令和4年度は、財政措置の対象期間を地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内又は地域おこし協力隊の任期終了の日から2年以内とする 【支給額】 起業・事業継承する者1人あたり100万円上限(起業・事業継承に要する経費に限る)	○	起業・事業継承に要する費用として設備費、賃借費、マーケティング等に要する経費を支援するものであるため、併給は可。
6	傷病手当金	会社等で仕事をしている者が、業務外の病気やけがの療養のため労務不能となった場合に、被保険者とその家族の生活を保障するため、健康保険等から支給。	【対象者】 病気やけがの療養のため、連続して3日以上仕事を休んでいる者(休業4日目から対象となる)(給料等の支払いを受けている場合には、差額を支給) 【支給額】 原則、病気やけがで休んだ期間、1日につき標準報酬日額の2/3に相当する額(例えば、月収約18万円の場合、標準報酬「月額」180,000円、「日額」が6,000円となり、「標準報酬日額」の2/3の4,000円が1日の傷病手当金)。	×	
7-1	遺族基礎年金	国民年金の被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合にその者によって生計を維持されていた配偶者(子と生計を同じくしている者に限る)又は18歳未満の子に支給される年金。遺族基礎年金の趣旨・目的は主たる生計維持者を失った配偶者・子に対する最低生活の保障であると解されている。	【対象者】 以下の要件を満たす場合、遺族に支給される。 ①被保険者期間中の者が死亡した場合 ②被保険者であった者であって、60歳以上65歳未満の日本国内に居住する者が死亡した場合 ③老齢基礎年金の受給権者が死亡した場合 ④保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上ある者が死亡した場合 ※③、④について受給資格期間短縮(原則25年以上⇒10年以上)は対象外。 ⑤①、②の場合には死亡日の前日において死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が被保険者期間の3分の2以上あること(令和8年3月31日までに死亡日がある場合には、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がなければ納付要件を満たすこととなる。) ⑥遺族(子と生計を同じくしている配偶者又は子)が被保険者または被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していたこと 【支給額】 777,800円に遺族の対象となる子の数に応じた加算額(2人目の子までは223,800円、3人目以降は74,600円)を加算した額。(複数の子が受給する場合は受給権のある子の数で割った額)	×	

No.	制度名	制度概要	具体的な内容等	受給の可否	備考
7-2	遺族厚生年金	厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合にその者によって生計を維持されていた遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母)に支給される年金。 遺族厚生年金の趣旨・目的は、死亡した者の遺族の従前生活の一定程度の保障にあると解されている。基礎年金への上乗せ年金的性格を有するとも解されている。	【対象者】 以下の要件を満たす場合、遺族に支給される。 ①被保険者期間中の者が死亡した場合 ②被保険者であった者であって、60歳以上65歳未満の日本国内に居住する者が死亡した場合 ③障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡した場合 ④老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合 ⑤保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上ある者が死亡した場合 ※④、⑤について受給資格期間短縮(原則25年以上⇒10年以上)は対象外。 ⑥①、②の場合には死亡日の前日において死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が被保険者期間の3分の2以上あること(令和8年3月31日までに死亡日がある場合には、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料未納期間がなければ納付要件を満たすこととなる。) ⑦遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母)が被保険者または被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していたこと 【支給額】 死亡した者の被保険者期間を基礎として計算した報酬比例部分の額の4分の3に相当する額 ※65歳に達している老齢厚生年金の受給権を有する配偶者が遺族厚生年金の受給権を取得した場合は次のア、イのいずれか多い額 ア 遺族厚生年金の額 イ 遺族厚生年金の額の3分の2と自身の老齢厚生年金(加給年金額は除く。)の2分の1を合算した額	×	
8-1	障害基礎年金	障害によって稼働能力が低下又は喪失した者に対し、その生活を保障するために支給される年金。	【対象者】 以下の要件を満たす者に支給される。 ①一定程度(法で定めた1級もしくは2級)の障害の状態であること。 ②障害の要因となった疾病の初診日において、国民年金の被保険者である(もしくは被保険者であった60歳以上65歳未満で国内居住者。) ③初診日の前日において、保険料納付済期間と免除期間が被保険者期間の3分の2以上あること。(または、初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(直近1年要件の特例)) ※20歳より前に初診日がある人には以下の場合に支給される。 ①20歳に達した日に1、2級の障害の状態にあるとき。 ②20歳に達した後に、1、2級の障害の状態になったとき。 【支給額】 777,800円(障害等級1級の場合は972,250円)に障害基礎年金の受給権者により生計維持されている子の数に応じた加算額(2人目の子までは223,800円、3人目以降は74,600円)を加算した額。	○	ハンディキャップを埋めるためのものであり、併給は可。
8-2	障害厚生年金	障害によって稼働能力が低下又は喪失した者に対し、その生活を保障するために支給される年金。	【対象者】 以下の要件を満たす者に支給される。 ①一定程度(法で定めた1級～3級)の障害の状態であること。 ②障害の要因となった疾病の初診日において、厚生年金の被保険者であること。 ③初診日の前日において、保険料納付済期間と免除期間が被保険者期間の3分の2以上あること。(または、初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(直近1年要件の特例)) 【支給額】 被保険者期間(300月未満の場合は300月と見なす)と平均標準報酬額に応じた額(1級の場合は1.25倍した額、また3級の場合は最低保障額あり)。また、1級と2級は配偶者加算もある。	○	ハンディキャップを埋めるためのものであり、併給は可。
8-3	年金生活者支援給付金	年金を含めても所得が低い者の生活を支援するために、年金に上乗せて支給するものである。	【対象者】 障害年金生活者支援給付金: 障害基礎年金の受給者で前年の所得が472万1000円以下であること 【支給額】 月5000円を基準とした額	○	ハンディキャップを埋めるためのものであり、併給は可。

No.	制度名	制度概要	具体的な内容等	受給の可否	備考
9-1	児童手当	児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資する。	【対象者】 中学校修了までの国内に住所を有する児童 * 所得により制限あり 【支給額】 0～3歳:月額 1万5000円 3歳～小学校修了まで:月額1万円(第1子、第2子)、第3子以降は1万5000円 中学生:1万円 所得制限以上:5000円	○	児童の養育のために支払われるものであり、併給は可。
9-2	児童扶養手当	離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。	【対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者(祖父母等) * 所得により制限あり 【支給額】 月額(令和3年4月～) ・児童1人 全部支給:43,160円、一部支給:43,150円～10,180円 ・児童2人目の加算額 全部支給:10,190円、一部支給:10,180円～5,100円 ・児童3人目以降の加算額 全部支給:6,110円、一部支給:6,100円～3,060円	○	父又は母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭の児童の養育のために支払われるものであり、併給は可。
10	準要保護児童生徒就学援助	児童を小中学校へ通学させるにあたり、経済的な理由等によって給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用の支払いが困難な者を対象に、その一部を援助。	【対象者】 生活保護が停止又は廃止された者等 【支給額(例)】 学用品費: 小学校 11,630円/年 中学校 22,730円/年	○	子供の給食費や学用品費に当ててのものであり、併給は可。
11-1	日本学生支援機構における奨学金(貸与型)	貸与奨学金で経済的理由により就学に困難がある優れた学生等に対し貸与(奨学金貸与終了後に返還義務あり)。 ・第一種奨学金(無利息) ・第二種奨学金(利息付)	【対象者】 経済的理由により就学に困難がある優れた学生等 【支給額】 ・第一種奨学金:学種別・設置者・入学年度・通学形態別に、月額4万5千円～6万4千円の範囲で貸与。 ・第二種奨学金:国公立・私立、自宅・自宅外にかかわらず5種類の月額から選択でき、希望により、採用された年度の4月に遡って貸与。月額3万円～12万円。	○	貸与のため併給は可。
	日本学生支援機構における奨学金(給付型)	経済的理由により就学に困難がある優れた学生等に対し、返還義務のない奨学金を給付。	【対象者】 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生等	×	
11-2	授業料や入学金の減免・減額	奨学金(給付型)受給者等に対し、大学や専門学校等の授業料や入学金の免除又は減額。	【対象者】 学種別・設置者・世帯所得・通学形態別に、月額9,800円～7万円の範囲で給付。	○	給付型認定後に奨学金部分を停止し、授業料の減免のみを受ける場合、併給は可。
12-1	再就職手当	基本手当(失業手当)の受給資格のある者が就職した場合、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上あり一定の要件に該当する場合に支給。(早期の再就職を促進するための一時金)	【対象者】 基本手当の受給資格のある者(就職した場合、基本手当の支給残日数が所定給付日数の1以上あり一定の要件に該当する場合に支給。) 【支給額】 上限額 60才未満***6,120円 60才以上～65才未満***4,950円 再就職手当=基本手当日額×支給残日数×(60%又は70%)	○	就業意欲の増進として支給しているものであり、生活費を支給する国の他の事業に該当しないため、併給は可。
12-2	就業促進定着手当	基本手当受給者で早期再就職し、再就職後6か月定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6か月分を支給。	【対象者】 ・再就職手当の支給を受けていること ・再就職の日から、同じ事業主に6か月以上雇用保険の被保険者として来ようされていること ・再就職後6か月間の賃金日額に相当する額が、離職前の賃金日額を下回ること。 【支給額】 (離職前の賃金日額-再就職後の賃金日額に相当する額)×再就職後6か月賃金の支払基礎となった日数	○	就業意欲の増進として支給しているものであり、生活費を支給する国の他の事業に該当しないため、併給は可。

No.	制度名	制度概要	具体的な内容等	受給の可否	備考
12-3	常用就職支度手当	障害者等の就職困難者であって、基本手当の受給資格者等が安定した職業に就いた場合に支給。	【対象者】 基本手当の支給算日数が3分の1未満であり、1年以上引き続いて雇用されることが確実であると認められる等の一定の要件を満たす就職をした、就職困難者。 【支給額】 基本手当日額×支給残日数※×40% ※90日を上限、45日を下限とする。	○	就業意欲の増進として支給しているものであり、生活費を支給する国の他の事業に該当しないため、併給は可。
13	自立支援医療制度	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減。	【対象者】 精神通院医療、更生医療、育成医療を受けた者 【支給額】 利用者負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担額を設定。(これに満たない場合は1割)	○	自立支援医療制度による医療費負担軽減措置は生活費を助成するものではないため、併給は可。
14	即応予備自衛官手当	社会人としてそれぞれの職業に従事しつつ、指定された部隊で年間30日間の訓練に参加する即応予備自衛官に対し、手当を支給。 防衛力の基本的な枠組みの一例として、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令を受けて自衛官となり、あらかじめ指定された部隊において、常備自衛官を同様の任務に当たる。	【対象者】 元自衛官(1年以上勤務者で退職後1年未満のもの)、予備自衛官 【支給額】 即応予備自衛官手当16,000円/月 訓練招集手当14,200円～10,400円/日、勤続報奨金120,000円/1任期(3年) 雇用企業給付金42,500円/月(1人あたり)	○	訓練等に対する手当の支給のため、併給は可。
15-1	地方創生移住支援事業(移住支援金)	東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、UJターンによる起業・就業者の創出等を支援。	東京23区の在住・在勤者(東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域からの通勤者を除く。)で、東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域に移住して就業又は起業した者等を支援 【支給額】最大100万円	○	都道府県が移住支援金の対象とする就業先としている農業法人等に就農した者や本事業における関係人口として認められた場合、それぞれの事業の要件等を満たせば、両事業を活用することが出来ます。 ※地方創生移住支援事業(移住支援金)の詳細については、内閣府までお問い合わせ願います。
15-2	地方創生起業支援事業(起業支援金)	内閣府問い合わせ先 内閣府地方創生推進事務局 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)担当 電話:03-6257-1413 メールアドレス:jushien.i8t@cao.go.jp	東京圏外の地域又は東京圏内の条件不利地域において、地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業する者等を支援 【支給額】最大200万円	×	※地方創生起業支援事業(起業支援金)と他制度との併給の可否についての考え方や、当該事業の詳細については、内閣府までお問い合わせ願います。
16	小規模事業者持続化補助金(一般型)	策定した経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する、地道な販路開拓等のためのとりくみ等を行う事業者を支援	【対象者】 商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる「小規模事業者」及び、一定の要件を満たした特定非営利活動法人(系統出荷のみの個人農業者、農事組合法人は除く) 【支給額】 対象経費の2/3(補助上限額は50万円)	×	
17	母子父子寡婦福祉資金貸付制度(生活資金)	知識技能を習得している間や、母子家庭又は父子家庭になって間もない者の生活を安定・継続する間等の期間に、生活を安定・継続するのに必要な生活資金を融資	【対象者】 ・母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 【貸付上限額】 ・一般:105,000円/月 ・技能:141,000円/月 貸付期間、償還期間は、場合によって異なる 保証人有の場合は、無利子	○	償還を必要とする貸付であるため